国立国会図書館

○国立国会図書館規則第七号

科学技術関係資料整備審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十月三日

国立国会図書館長　長尾　真

科学技術関係資料整備審議会規則の一部を改正する規則

科学技術関係資料整備審議会規則（昭和三十六年国立国会図書館規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

科学技術情報整備審議会規則

第一条中「科学技術関係資料」を「科学技術情報」に、「科学技術関係資料整備審議会」を「科学技術情報整備審議会」に改める。

第六条中「利用者サービス部科学技術・経済課」の下に「及び電子情報部電子情報企画課」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

（国立国会図書館組織規則の一部改正）

２　国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第九号中「科学技術関係資料整備審議会」を「科学技術情報整備審議会」に改め、「こと」の下に「（電子情報部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　科学技術情報整備審議会の庶務に関すること（専ら電子情報の整備に関する事項に係るものに限る。）。

人事異動

内　閣

特命全権大使に任命する（各通）（九月二十七日）

名井　良三

梅本　和義

運輸安全委員会

（事務局審議官）国土交通事務官　野中　治彦

辞職を承認する（九月三十日）

（国土交通省国土交通政策研究所長）国土交通事務官　内田　啓二

事務局審議官に転任させる（十月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月二十七日午前九時三十分御出門、東日本大震災により被災した有限会社ワインデング福島及びこれを支援している協和工業株式会社東金事業所を御視察のため、千葉県東金市へ行幸啓、午後四時二十二分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について

定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を次のとおり変更したので、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第４条第５項の規定において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成23年10月３日

農林水産大臣　鹿野　道彦

定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針

本方針は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、国、地方公共団体、農林漁業団体等の関係者が互いに連携しつつ、農山漁村の活性化のための施策を総合的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

第一　定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項

１　定住等及び地域間交流の促進の意義

農山漁村については、高齢化や人口の減少が都市部以上に急速に進行し、また、農業所得をはじめ地域住民の所得が減少傾向にあるなど、厳しい状況に置かれている。さらに、生活環境の整備状況は、都市部に比べて依然として低い水準にある。このため、農山漁村における活力の低下が続いているのが現状である。

一方、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。

このような中で、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村の同一地域において中長期的かつ定期的に滞在すること等により、地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市における住居とは別個の生活拠点を持つ生活、いわゆる二地域居住を実践する者等、新しい形態で農山漁村とかかわりを持つ都市住民も増え始めている。

こうしたことを踏まえれば、農山漁村における定住、二地域居住及び地域間交流を促進することは、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の活性化を図る上で大きな意義を持つものである。

２　定住等及び地域間交流の促進の目標

定住等及び地域間交流を促進することにより、地域を活性化するため、豊かな自然、美しい景観、ゆとりある居住空間、住民同士の親密な結び付きといった、農山漁村の有する魅力を高めることにより、国民が多様なライフスタイルを実現することが可能となるような農山漁村づくりを目指すものとする。

また、農山漁村が、農林漁業従事者を含めた地域住民の生活の場において農林漁業が営まれることによって形づくられてきたものであることを踏まえ、農山漁村の活性化を図るに当たって、農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すものとする。

その際、地域の関係者の合意の下で、創意工夫をして、地域全体で自主的かつ自律的な取組を行うことを基本としつつ、必要に応じ、地域住民だけでなく、価値観を共有する都市住民、ＮＰＯ法人等の参画を得ていくことが重要である。

第二　定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域の設定に関する基本的事項

定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域については、以下に掲げる点に留意して設定するものとする。

１　法第３条第１号に掲げる要件については、国勢調査、農林業センサス、漁業センサス等の公的な統計データに基づく地域における農林漁業に関連する客観的な指標を用いて、当該地域において農林漁業が重要な役割を担っているかをもって判断すること。具体的な判断に当たっては、以下の数値を参考とするものとする。

①　当該地域の総面積に対する農林地の占める割合がおおむね80パーセント以上であること又は漁港と一体的に発展した地域であること。

②　全就業者数に対する農林漁業従事者の割合がおおむね５パーセント以上であること。

２　法第３条第２号に掲げる要件については、地域の人口の動態、農林漁業の現状、産業振興に関するビジョン等の地域づくりの方針等との整合性について確認し、当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化を図るために有効であることをもって判断すること。

３　法第３条第３号に掲げる要件については、地域の人口、人口密度、建築物の敷地の面積の割合等を勘案して判断し、既に市街地を形成していると判断される区域が、定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域に含まれないこと。

第三　定住等及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的事項

１　国が講ずべき措置

農山漁村の活性化を図るためには、関係行政機関が十分な意見交換を行い、必要な際には共同で事業を実施するなど、相互に密接な連携を図りながら施策を支援することが必要である。

具体的には、国は、以下に掲げる措置を講ずるよう努めることとする。

①　施設整備等に対する支援及び調査等

地方公共団体等による定住等及び地域間交流の促進のための措置を支援するため、施設整備等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、地域において創意工夫を生かした取組が円滑に実施されるよう、都市住民の農山漁村に対する意識や他の地域における成功事例といった、定住等及び地域間交流の促進に資する情報を調査し、収集するとともに、これらを地方公共団体等に提供する。